平成 27 年 1 月 15 日発行第 457 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

1
2015

No.457

門松の奉納（那須塩原市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©海井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ
2015年
1月号
No.457

CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 平成２７年会長年頭所感
3 新年知事挨拶
4 新年挨拶（栃木県議会議長、栃木県市長会会長、栃木県行政書士政治連盟会長）
6 年男年女のみなさん
9 栃木県行政書士会
平成２６年度第３回理事会開催
11 東京入管宇都宮出張所にて無料相談会を開催
弁護士による「相続研修会」
12 自動車登録・車庫証明研修会
政連だより：平成２６年度第３回幹事会開催
13 おじゃましま～す！
14 支局かわら版（足利）
15 支局情報（足利、那須、小山、宇都宮）、申請取次行政書士の動向
17 栃木県行政書士会カレンダー（2月）
18 日行連だより、業務連絡、木もれび
19 職務上請求書の記載例
20 研修会のお知らせ
22 特別講演「行政書士の現状と未来像について」のお知らせ
23 広告
24 会員の動き、財務経理部からのお知らせ

今月の表紙の一言

『門松の奉納（那須塩原市）』

お正月を迎えるための氏子奉賛会の年中行事の一つです。
御歳大神さまは、年の初めに当たり、先祖を敬う日本人に新しい希望と光を与え、見守り、力づけてくださる神様です。

O.K.S.N.写仲　那須支部　相馬秀和

平成２７年　会長年頭所感

行政書士制度構築に向けて

栃木県行政書士会

会長　須永　威

平成２７年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、各支部長、本部役員及び会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解ご協力いただき、また、行政書士制度の発展にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

昨年の我々にとっての最大の出来事は、何と言っても長年の悲願でありました「行政書士法の一部を改正する法律」が議員立法により成立したことです。成立にあたり特に本県の有力な国会議員のご尽力があったことは、既に皆様ご承知のことと存じます。

改正の内容ですが、第１条の３（２）に「行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること」の項目が加わったことで**「入口から出口までの実現」**をできるようになったことは大きな前進であります。

当該業務については、日本行政書士会連合会がその会則に定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（**「特定行政書士」**という。）に限り行うことができるものではありますが、事前の行政手続に関わることを業とする行政書士が事後の救済手続にも関わり得ることで、**より一層、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資することになります。**

さて、会長就任以来進めてきた県下の商工会議所・商工会との無料相談会、また、日本政策金融公庫宇都宮支店、佐野支店とのかねてからの相互連携の実績もあり、２年前、「佐野創業支援・経営ネットワーク」が構築されました。日本公庫佐野支店、商工会議所、地元の金融機関、専門家である士業からは行政書士会のほか中小企業診断士会が合同で「創業・経営なんでも相談会」を開催し、中小企業・小規模事業主から寄せられる、税務・融資・計画書・許認可・法人設立・後継者等さまざまな問題についてワンストップで相談に応じております。相談者もそれぞれの専門家がいるので安心して相談でき、スピード感をもって問題を解決できます。毎回予約制で、今までに佐野で３回、足利で１回開催しましたが、好評でまさに行列のできる相談所であります。このような取組みを県内に波及させることが行政書士の業務拡大に繋がります。

また、小規模企業基本法の成立により、商工会議所、商工会との連携は中小企業支援を推進するための試金石であります。若い人材の流失を防ぎ、地方の人口減少をできるだけ食い止めるため、県内で働ける職場を増やす創業支援（第２創業を含む）と後継者不足により廃業に追い込まれるケースが急増していることに対応する事業承継支援とがこれからの最重要課題であり、行政書士が積極的に関わっていける分野であると考えます。

結びに会員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ新年の挨拶と致します。

新年知事挨拶

栃木県知事　福田富一

栃木県行政書士会の皆様、あけましておめでとうございます。

知事３期目の任期が折り返しとなりました。私は、就任以来、対話と協調による県民中心、市町村重視の考え方のもと、県政を運営して参りました。今後とも初心を忘れず、チームとちぎのリーダーとして、現場主義を徹底し、県民の目線に立った県政を推進して参ります。

まもなく東日本大震災から４年となります。この間、私は、震災からの復旧・復興に最優先で取り組んで参りました。県民の皆様をはじめ、市町、関係機関等の御尽力とふるさととちぎへの思いが、復興の大きな推進力となりましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。引き続き指定廃棄物の処理や風評被害の払拭など、残された課題の解決に全力で取り組んで参ります。

さて、今年は、復興から成長への確かな歩みを県内に広く行き渡らせ、県民の皆様が成長の成果を実感できるよう、各種施策を積極的に展開していくほか、計画期間の最終年度を迎える栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の総仕上げを図って参ります。

我が国は、急速な少子高齢化と人口減少という、かつて経験したことのない大きな課題に直面しています。次代を担う若者達が、栃木県に定住するための就業機会の創出や、結婚や子育てなど安心して暮らせる社会づくり、また、女性や高齢者の力が十分に発揮できる環境づくりなどに向けて、市町とともに知恵を出し合いながら、従来の枠にとらわれない柔軟な発想を持って、果敢に取り組んで参ります。

現在、平成２８年度を初年度とする次期プランの策定を進めていますが、こうした課題に真正面から向き合い、未来に希望と誇りを持てる力強いビジョンを描いて参ります。

今冬から、本県産いちごの新品種「スカイベリー」の本格出荷が始まりました。収穫量４６年連続日本一を誇る「いちご王国」の新たなスターを大きく育てるため、販路拡大はもとより、とちぎのブランド力の向上に積極的に取り組んで参ります。２０２０年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会、その２年後には、本県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。この絶好のチャンスに“攻め”の気持ちで、トレーニングキャンプ地誘致や観光誘客などを進めるとともに、「元気度　日本一　栃木県」の実現に全身全霊を傾けて参りますので、栃木県行政書士会の皆様のより一層の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、本年が皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

平成２７年１月

栃木県知事　福　田　富　一

新春のごあいさつ　　栃木県議会議長　螺良昭人

新年おめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、我が国は、人口減少や少子高齢化、高度情報化の急速な進展などの様々な要因により社会全体が大きく変化しており、私たちは、これまで経験したことのない問題に直面する機会が増えて参りました。

こうした中、行政と県民との架け橋として、多岐にわたる相談や依頼に専門的知識で対応していただける行政書士の皆様の果たす役割はますます重要になると考えております。

また、栃木県行政書士会におかれましては、県内各地で市民公開講座や無料相談会を実施するなど、地域住民の「身近な相談相手」として社会貢献されておりますことに深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

県議会といたしましては、県民の皆様の負託に応え、明るい未来を切り拓く努力を続けて参る所存でありますので、皆様におかれましても、今後とも行政手続きの専門家として、栃木県の更なる発展のため御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と、本年が皆様方にとりまして素晴らしい年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

平成２７年「新春挨拶」　　栃木県市長会会長　佐藤栄一

明けましておめでとうございます。

２０１５年の年頭にあたり，県内市長を代表いたしまして，ごあいさつを申し上げます。

現在，我が国は，少子高齢化や地方から大都市への若者の流出が進行し，昨年の民間研究機関によると，このような状態が継続することにより，消滅する自治体が出てくるとの予測が出されるなど，自治体運営は依然として厳しい状況が続いております。

国を始め，各自治体は，危機感を持って様々な対策に取り組んでいるところでありますが，人口減少問題や財政問題など，自治体の枠を超えて対応すべき課題も数多くありますことから，栃木県市長会といたしましては，１４市が連携を密に取り合いながら，これらの重要な課題に迅速に対応してまいる所存であります。

栃木県行政書士会の皆様におかれましては，行政手続きの専門家として，また，地域住民と行政のパイプ役として，今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに，貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ，新年のあいさつといたします。

新年のごあいさつ　　栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫

会員の皆様　新年おめでとうございます。

昨年中は組織運営にご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は１２月２日公示・同１４日投票という第４７回衆議院選挙が行なわれ、会員各位には多方面に亘りご協力をいただきましてありがとうございました。お陰様で、政策協定を結んだ候補者が当選され大願成就の結果でありました。今後は、是非とも会員のための政治を願望するものであります。

また、昨年は行政書士にとっては画期的な法改正があり、ここでの代理権の獲得は大きな進歩であり、これは政治的恩恵に寄るものであります。そして、今後とも政治を通して多くの果実を望むところでございます。

こと、昨年は当連盟においての活動は特筆することはありませんが、常に書士を取り巻く政治的動きには敏感に対応していく所存であります。ついての対応は、当連盟の正会員「行政書士制度推進議員」１７名と、栃木県議会の協力議員「栃木県行政書士制度推進議員団」１５名とで行政書士の法改正や制度発展のために、議会に請願・意見等の提出等に協力をいただける後ろ盾があることは力強い限りであります。加えて、本年は統一地方選挙が行われる年でもあります。聞くところによると、何人かの行政書士の方々が立候補を予定しているようです。この方達のためにも全員当選を目指し精一杯応援をさせていただきます。

結びに、本年は未年であります。凡てに優しく無難な年であることを願い、更に須永会長の助言をいただき、常に会と共同歩調をとり微力ではありますが会発展のために尽力して行きたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いを致します。

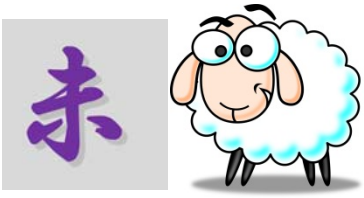

年男年女のみなさん

宇都宮支部　諏訪利夫

田代広報部長から、年男であるが故の寄稿依頼を賜りました。私には全く無関心の領域でしたので、少々戸惑いましたが、折角の機会ですので投稿させて頂きました。

未年にまつわる「ひつじ」は、言うまでもなく牧畜です。飼い慣らされる宿命にある動物です。

善し悪しは何れにせよ、私の生き様は、そんな「ひつじ」には全く似つかないものでしたし、それが未だ現在進行形です。体制や組織に埋没することを極端に嫌い、常に改革と一歩前進が生き甲斐であり、モットーです。

こんな価値観にそった干支に恵まれていれば、寄稿依頼に何の戸惑いもなかったものかと。

未年にあたって

宇都宮支部　石下正幸

お客様の幅広いニーズにお応えできるワンストップサービスを実現する事務所開業を目標に、大学１年で行政書士、大学２年で社会保険労務士、大学４年に国税専門官試験に合格し関東信越国税局に入局してからも、税理士や宅地建物取引主任者を取得してきた。開業から２６年が経った現在は、行政書士業のほかに、税理士法人と社会保険労務士法人を組織し、多様なお客様に対応できる体制が整ってきた。

今年還暦を迎えるが、東大卒の公認会計士である一人娘からは時々「生涯現役」という圧力メールが送られてくる。国税職員を続けていれば定年退職という年齢になっても、第一線で仕事ができる幸せを噛み締めながら、今後も使命感と倫理観を常に持って日々奮闘努力していきたい。

新年、明けましておめでとうございます

宇都宮支部　羽石真弓

ついこの前まで夏だったような気がしますが、あっという間に１年が経ってしまい年々体感速度が上がっている気がします。行政書士になり１年半、色々な事がありました。嬉しかった事、悔しかった事、ギュッと凝縮した１年半でした。行政書士人生スタートしたばかりですが、この先４０年どんな時も自分自身を見失わず、毎日を精一杯生きたいと思います。

今年の抱負は「あいうえお」
「あ」明るく
「い」イキイキと
「う」上を向いて
「え」笑顔で
「お」穏やかに

今日までそして明日から　　栃木支部　髙際一夫

光陰矢のごとしとはよく言ったもので私ももうすぐ還暦です。同年代と会えば、退職後の動向や年金、体の不具合などの話題が多くなり、何か今までとは違った世界に足を踏み出した感があります。

人生「８０」年として、すでに折り返し地点を過ぎ、残り２０年のカウントダウンに入っていることに気づきました。

そこで残りの人生のテーマを考えてみました。

・・最後まで自分の足で歩いていたい・・

このテーマを達成するために、ありきたりではありますが、普段から健康管理そして適度の運動を日々継続することが勝負の分かれ目と考え、「８０」という数字に少しでも多くの数字を積み上げられるよう頑張っていこうと思っています。

参考までに日本人の平均寿命の推移を調べてみました。

①縄文時代・・３１歳　②室町時代　・・３３歳
③江戸時代・・４５歳　④昭和２２年・・５２歳
④平成１９年・・８２歳

還暦の再出発　　小山支部　高山　久

みなさん今日は、今年６０歳になる、高山久です。

人は二派に分かれると思います。自分の過去に満足している少数派と、できれば時間を巻き戻して「あの頃から」やり直したいと思っている多数派とに。

私はもちろん多数派です。それも後悔満載の主流派です。

ただ、時間を巻き戻して再出発するなら簡単なことです。巻き戻せないから再出発の決断がなかなかできないわけです。「いまさら・・・」とか、「若くないから・・」とか考えてしまい、躊躇している間に時が流れ、余計に決断ができなくなるのです。

私の前職は典型的な不況業種で、いずれだめになるのが解っていました。でも「今でなくていいや」とか「必死になれば、このままでも大丈夫なはず。お前は本当に必死で頑張っているのか」とかいう思いが私を消極的にしていました。

しかし、遂に切羽詰まって決断しました。５２歳の時で、事務所を構えたときは５３歳になっておりました。

「もっと早くに決断していれば」という思いを封印して、あちこち出掛けて名刺を配ったり、電話帳に広告を載せたりしているうちにポツリ、ポツリと仕事が入ってきました。

「何とか、やっていけそうかな」手応えを感じ始めた矢先、両親がほぼ同時期に認知症になり、介護が始まりました。

足掛け５年の介護も昨年卒業しました。仕事に専念できる環境が整いました。そして還暦、年男。今年が本当の再出発元年です。

これまで、多くの先生方、事務局のみなさんに大変お世話になり有難うございました。今後は後悔のないよう頑張りますので、これまで以上に、未年で、牡羊座の「迷える老羊」の私に、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

未年にあたっての思い　　佐野支部　坂上隆之

私は、管理職時代にストレスで心身を損なった経験から、同じような経験でお困りの方々のお役に立ちたいと思い、独立しました。ストレスと関係深い離婚専門の行政書士として２０１４年６月に開業し、ストレス対処コンサルタント、企業研修講師、著者（※）、ＥＡＰ（従業員支援プログラム）に関する講師・コンサルタントと様々な分野に挑戦してまいりました。

行政書士の仕事の奥深さにとまどう日々ですが、諸先輩にも学ばせていただきながら、行政書士の枠をも超えた活躍を期しております。今年もどうぞよろしくお願い致します。

※１月もしくは２月に某新聞社より、「ストレス対処法」に関する本を商業出版します。応援していただけると嬉しいです。

佐野支部　中村光男

栃木県行政書士会の皆さま、明けましておめでとうございます。佐野支部中村光男でございます。

月日が流れるのは早いもので、私も３回目の年男、行政書士となり３年目を迎える事ができました。周囲の皆さまに支えて頂きながら、今日まで無事に過ごす事ができました事を、非常に感謝しております。

３回目の年男を迎えましたので、実年齢は３６歳になります。ただ、人生の３分の１は眠っている（私の場合は、３分の１以上眠っている気もしますが…(^^;;)と言われておりますので、２回目の年男・２４歳を迎える気持ちで、今年１年を過ごしていこうと心に決めております。

２４歳になる私ですので、社会経験も浅く、そそっかしく、危なっかしく、ひやひやする面も多々出てくると思われます。こんな私ですが、大目に見て接して頂ければ、とてもありがたいなと思っております。今年１年もよろしくお願いしますね(^-^)

旅行と私　　日光支部　佐藤裕子

私の気分転換の一つに旅行があります。新婚旅行のハワイに始まり、毎年一回程度台湾・グアム等、近場の海外に出かけています。例えば台湾では、昔日本人が造ったダムを見たりトーサン世代のおじいちゃん達とお話をしたりします。

旅行に出かけますと、業務に追われる日常生活の中では出会う事のできない旅先の人・風景等に出会う事ができ、とても新鮮です。いつも同行する配偶者は社交的で、ツアー団体の中で親しくなった人達と会話がはずんでいきます。

最近の２～３年は、家族の体調等の問題があり、旅行に出かける事を控えていましたが、年女となる２０１５年には、またどちらかへ旅行に出かけたいと計画しております。

平成２６年度第３回理事会開催

１２月１４日（日）鬼怒川観光ホテルにて、平成２６年度第３回理事会が開催された。上程された議案は以下の通り。理事３５名中、出席者は３０名。

《議案》

議案第１号　平成２６年度事業推進状況について

総務部、財務経理部、広報部、制度推進部、業務部、業務部各グループ、申請取次管理委員会、暴力団等排除対策委員会、綱紀委員会の順に平成２６年度の事業推進状況が報告され、続いて監事により中間監査報告がなされた。業務部第３グループの各種団体との連絡に関することに関して質疑応答が行われた後、可決承認された。

議案第２号　平成２６年度補正予算について

本年度、補正の必要が生じた給料手当、備品購入支出、支部交付金について財務部より説明がなされた後、可決承認された。

議案第３号　産業廃棄物収集運搬業特別研修会の取扱いについて

本会が主催する産業廃棄物収集運搬業特別研修を修了した行政書士は、産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る経営診断書を作成できることになっているが、当該研修の受講対象を栃木会会員だけでなく、他単位会所属会員にも広げることについて総務部より提案がなされた。

昨年度は、受講対象を栃木会会員だけに限定することで可決承認されたが、今回は一定の条件を付けて、他県の行政書士会会員も本会開催の産業廃棄物収集運搬業特別研修を受講可能とする旨の説明があり、本年度は侃侃諤諤と議論がなされ、審議は長時間に及んだ。

最終的に挙手による議決が求められ、賛成２２名、反対８名で、可決承認された。

議案第４号　栃木県行政書士会備品等貸出規程の設置について

本会が管理する備品等のうち貸出が可能な備品等について、会員へ貸出すことにより会員への利便を図るために必要な事項を定める旨の説明が総務部よりなされ、質疑応答がなされた後、可決承認された。

議案第５号　栃木県行政書士会役員選任規則の改正について

現行の会長選出方法を見直す必要があることから、役員選任規則の改正について、総務部より説明がなされ、質疑応答の後、可決承認された。

議案第６号　栃木県行政書士会顕彰規程の改正について

顕彰の基準を明確にするため、顕彰の基準日を設け、表彰と感謝及び既顕彰者の顕彰の方法を分類するとともに、表現の整合性を取るため、総務部より顕彰規程の改正についての提案がなされ、質疑応答がなされた後、可決承認された。

議案第７号　栃木県行政書士会職員就業規則の改正について

国民の休日に関する修正、及び改正労働基準法の改正に伴い、職員が健康を保持しながら、労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう、労働環境を整備することを目的とするため、就業規則の改正について総務部より説明がなされ、質疑応答がなされた後、可決承認された。

議案第８号　栃木県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則の改正について

「日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則第２条の２」の規定に基づき単位会の申請取次行政書士管理委員会は、「日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会」より委任された事務を行うために設置されていることから、日本行政書士会連合会が制定する「準則」にのっとり改正を行う必要があるための説明が、申請取次管理委員会よりなされ、質疑応答がなされた後、可決承認された。

議案第９号　議案第４号から第８号における字句の一部修正委任について

第４号から第８号までの議案が可決承認されたため、各規程等の改正・制定に当たって、本文の趣旨に反しない字句の修正を総務部に一任して頂く旨の説明がなされ、質疑応答の後、可決承認された。

《追加議案》
議案第１０号　会費の返還申請について

会員より会費の返還の申し出があったため、栃木県行政書士会会則第２１条、栃木県行政書士会会則施行規則第５条に則り、総務部が平成２６年１２月４日返還することを決議したため、理事会の承認を求めるため上程された。質疑応答の後、可決承認された。

《協議事項》
（１）　会館建設特別委員会の設置について

《報告事項》
（１）　日本行政書士会連合会の近況報告
（２）　平成２６年度関東地方協議会連絡会の報告
（３）　平成２６年度行政書士試験実施結果の報告

（広報部　服部一人）

※最新の会則・規則につきましては、当会ホームページの「会員専用」ページにてご覧いただけます。

東京入管宇都宮出張所にて無料相談会を開催

１２月１６日（火）、東京入国管理局の後援を得て、同局宇都宮出張所において「外国人無料相談会」を開催し、本会より手塚理恵担当副会長と業務部第４グループの風間洋の両会員が相談員として対応しました。

本相談会は東京入管の後援の元、日行連と同関東地方協議会が共催する「外国人を対象とした無料相談会」事業の一環として行われたもので一昨年より引続き３回目となり、同日、東京入管本局でも開催されました。

相談会当日の宇都宮出張所の来庁者約８０件のうち、７件の相談に対応。

相談内容は申請書類の記載方法、在留資格認定証明書交付申請に伴う添付資料について等が主な内容でした。

今回は日本国籍を喪失した場合の在留資格取得に関する相談もありました。

申請手続きを専門とする私達は、外国人が日本において安定的かつ継続的に、それぞれの活動が円滑に行なえるよう、入国管理局や関係諸機関との重要なパイプ役を担っています。

多くの外国人に行政書士業務を認識してもらうためにも、当局庁舎内においての相談会は有意義な活動となりました。

相談会開催に当り、昨年同様に宇都宮出張所の吉田智美所長をはじめ職員の方々には、様々なご協力を頂いたことを感謝致します。

（業務部第４グループ　風間　洋）

弁護士による「相続研修会」

１２月１９日（金）、栃木県行政書士会館にて、「弁護士による相続研修会」を開催しました。

弁護士会に講師の派遣を依頼したところ、小倉崇徳先生が講師を引き受けてくださいました。研修会には５１名が参加しました。

研修の内容は、嫡出でない子の相続分の同等化のための民法の一部を改正する法律の概要、および、新法が適用されるのは、いつの相続からかという時期の問題、内縁夫婦の一方が死亡した場合の同居していた不動産の取り扱いの判例の紹介、相続人不存在、相続放棄の熟慮期間、遺産の範囲、更には、弁護士法、行政書士法における実務上の問題等、多岐にわたり、充実した研修となりました。

質疑応答においても、会員が普段、疑問に思っている難しい内容であったため小倉先生も正確を期すため、即答を避け、調査の後、書士会に回答することとなりました。

第５グループでは、今後も弁護士による研修会を継続していく予定です。充実した内容の研修会にしていきたいと思っています。

（業務部第５グループ　高山　久）

自動車登録・車庫証明研修会

１２月２日（火)、午後１時３０分より栃木県行政書士会館において、業務部第１グループ主催による自動車登録・車庫証明研修会が、行政書士佐野自動車登録代行センターの石井治夫センター長を講師に、出席者１８名で開催された。

研修では移転登録、抹消登録等の自動車登録の基礎と車庫証明申請手続における車庫証明専用の行政書士委任状についての説明が行われた。

多くの質問があり、自動車関連業務への出席者の関心の高さがわかる研修となった。

（業務部第１グループ　福澤一夫）

政連だより

平成２６年度第３回幹事会開催

１２月１４日（日）鬼怒川観光ホテルにて、平成２６年度第３回幹事会が開催された。幹事３５名中出席者は２６名。

栃木県行政書士議員連盟の石渡丈夫元小山市議会議長、諏訪利夫元宇都宮市議会議長、郷間康久宇都宮市議会議員、齋藤誠治高根沢町議会議員、宮澤昭夫元矢板市議会議員による来賓のあいさつの後、日本行政書士政治連盟浅野吉知幹事により連盟の近況が報告された。上程された議案は次の通り。

《議案》

議案第１号　平成２６年度運動推進状況について

監事により中間監査報告がなされた後、全会一致で承認された。

議案第２号　平成２６年度収支補正予算の承認について

政連会計より、渉外交際費、大会費、その他経費について補正予算を組む必要がある旨の説明がなされ、全会一致で可決承認された。

議案第３号　栃木県行政書士政治連盟旅費規程の改廃について

現行の旅費規程は栃木県行政書士会の旅費規程を準用しているが、政治連盟は行政書士会とは別団体であり、規程を準用することは好ましくないため、新たな旅費規程を設置する必要がある旨の説明がなされ、質疑応答の後、可決承認された。

（広報部　服部一人）

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、登録後１年を過ぎた髙山会員の事務所におじゃましました。

氏　名：髙山　伸人（たかやま　のぶひと）
事務所：ごだい福祉法務行政書士事務所
　　宇都宮市五代１－１－１５
入会日：平成２５年９月１日

①　今、歳はいくつですか？
「２９歳です」
うわっ、やっぱりすごく若いですね～（笑）

②　色々と資格をお持ちのようですが、まずは社会福祉士を取られたのですか？
「そうです。会社勤めをしているときに、あるきっかけで医療ソーシャルワーカーの方と出会う機会がありました。その方と話すようになり、こんな仕事に就いてみたいと思うようになりました。そして、調べてみると社会福祉士になるには１年半ぐらい学校に通ったり、実習があったりすることがわかりました。会社を辞めなければならなくなり、収入が途絶えるのは困るなぁと考え、まずは大学時代のアルバイト経験を活かし、自宅で塾を開塾しました。昼間は学校へ通い、夜は塾の講師をする生活が始まりました。現在も塾は続けており、今は２０人ぐらいの生徒をみています」

③　行政書士の資格を取ったのはなぜですか
「社会福祉士になり知り合った方が、行政書士の資格もお持ちの方で、その方の影響で行政書士の資格も取りました。そして、今年は社会保険労務士の資格も得ることができました。３０歳までには取ろう！と思っていた資格を無事にすべて取得することができました。来年から研修が始まり夏ごろには登録できる予定です。」

ーたくさんの資格をお持ちですが、何かメインにということは考えていますか？
「とくにこれに絞って活動を…とはあまり思っていません。それぞれの資格を活かし自分なりの仕事をしていけたらと思っています。でもやはり高齢や障がい福祉関係を軸に、地域のいろいろな世代・家族に、なにかしらのアプローチができるよう考えていきたいとは思っています。今年取得した社労士の資格で年金関係の仕事もできますので…」

④　今後、力を入れていきたい業務はありますか？
「成年後見です。持っている資格に関係なく今後長く続けていきたいと考えていることのひとつです」

⑤　昼も夜も大変忙しい毎日とは思いますが、プライベートの時間は何をされていますか？
「特にないんですけど、海外ドラマが好きで時間ができるとよく見てます。『クリミナルマインド』はすっごく面白くて大好きです。Ｈｕｌｕというのがあって、家だけでなくスマホでも見られるので、ほんとにすぐ見ちゃいます（笑）」

髙山事務所は猫を飼っていました。三毛猫の「さんしょく」ちゃん、女の子です。真岡で拾ってきたそうですが、先日脱走して、探してみると真岡の拾った場所にいたそうです。鬼怒川を越えたんだなと考えるとすごいことだと思いました。どうやって越えたのか？あの橋を歩いて越えたのか？まさか、鬼怒川を泳いではないですよね？！今は無事に見つけてまた事務所でのひだまりでぬくぬくとしていました。人懐っこい猫で、私の足にもまとわりついてきてニャーニャー鳴いてました。話していて思ったのですが、とっても穏やかな気持ちにさせてくれる方でした。

息子の勉強の相談にものっていただいちゃいました。塾に通う必要が出てきた場合は是非、お願いしたいと思います。

今回はお忙しい中、インタビューに答えてくださり本当にありがとうございました。

（宇都宮支部支局長　竹島尚子）

足工大に想いをよせる

足利支部

ロックバンド「キャロル」のメンバーだったジョニー大倉さんが１１月１９日に亡くなられました。

矢沢永吉さんが所属事務所を通じて発表された「非常に残念です。心からお悔やみ申し上げます」とのコメントに対しては、「確執が伝えられていた矢沢だが（中略）かつての盟友の死を悼んだ（スポーツ報知）」と報じられた一方で、「簡潔なコメントの背景には、キャロル時代から約４０年間にわたる恩讐がある（スポーツニッポン）」との解釈もなされていました。「週刊新潮」によりますと、後日の「近しい関係者が集まって行われた告別式」にも矢沢さんは姿を見せず、「ごくごく平凡で、儀礼の範囲を超えない」花輪を届けさせたそうです。

１１月２８日には俳優の菅原文太さんが亡くなられました。洋画や恋愛映画には全く興味がない私が唯一好きな「実録やくざ映画」というジャンルの中の金字塔「仁義なき戦い」での主人公・広能昌三役。

社会人になってからレンタルビデオ（！）で夢中になりました。

舞台は終戦直後から１９６０年代までの広島ですから、高校卒業までを広島で過ごした矢沢さん（１９４９年生まれ）の１８年間がシンクロしています。矢沢さんが１９８０年に発表した「ＫＡＶＡＣＨ」というタイトルのアルバム。「カバチ」とは広島弁で「能書き」の意で、映画の中でも「他にも蔭に回ってカバチ垂れちょるもんがおるらしいが……」などと使われていて、声を出して感動しました。菅原さんがテレビドラマに主演された際に「主題歌は矢沢に歌って欲しかった……」というコメントをされたというステキなエピソードもあります。お２人のご冥福をお祈り申し上げます。

ジョニーさんと文太さん。この２人をどのように「足利」に結びつけるのかといいますと、２人が競演された「総長の首（１９７９年・中島貞夫監督）」という映画がありまして、もう１人の主要人物を清水健太郎さんが演じています。

彼が「失恋レストラン」で衝撃的なデビューを飾られたときには、「足利工業大学（足工大）」出身という事で、地元ではかなりの評判になりました。足工大は足利唯一の４年制大学で、ホームページによりますと、１９６７年に創立され、２０１４年には「看護学部」が新設されました。

昨秋に足利商工会議所の行事の関係で、研究室の見学や学生食堂での立食パーティに参加する機会がありました。日常的に開放されているエリアもありますが、なかなか訪れられませんでしたので久しぶりのキャンパス（？）は刺激的でした。

どうです、キチンと着地できましたね。あっ、そうそう足利でロケが行われた映画「バンクーバーの朝日」が公開中（足利市内で３月３１日まで衣裳展開催中）。

もちろん私にとっては、興味外の事ですが……。

（支局長　杵渕　徹）

事務局よりお知らせ　２０１５年版「行政書士手帳」販売中

残部僅少ですが、２０１５年度版「行政書士手帳」の販売をしております。
２０１６年３月までの予定表入りですので、まだまだご活用頂けます。

１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）分冊方式・差込式
２．価　　格　９００円
３．販売方法　事務局に来局頂ければその場で販売致します。
郵送ご希望であればお電話でお申し付け下さい（別途送料７０円）。
（事務局電話番号：０２８－６３５－１４１１）
※売り切れの時はご容赦下さい。

支 局 情 報

【足　利】

支部研修会開催される

足利支部では１２月４日（木）に足利市民プラザにおいて、支部研修会を開催致しました。

他の支部からも含めまして約３０名の参加がありました。研修内容は、支部役員会でリクエストがありました「太陽光発電設備および太陽光発電設備用地」関係と「公正証書および公正証書遺言」関係の２テーマでした。前者は足利市から総務部税務課の資産税担当者としまして小林竜彦様と上村好一様から、後者は足利公証役場から公証人の鈴木利幸様からご講義をして頂きました。２テーマとも丁寧な講義だけでなく、講義後に出された活発な質問に対しましても誠実に対応して頂きました。

研修会終了後には懇親会も開催されまして、鈴木様（なんと千葉県柏市から約２時間かけて通勤されているとの事）や他支部の会員の方にも参加して頂きまして有意義な情報交換の時間を過ごす事が出来ました。また研修会前には、支部役員会も開催致しました事を付記させて頂きます。

（支局長　杵渕　徹）

【那　須】

ボウリング大会の開催

１２月６日（土）午後３時から那須塩原市にある「黒磯ボウル」においてボウリング大会が開催された。そしてボウリング大会終了後、午後５時から那須塩原市にある「遊山」において食事会が催された。参加会員は１６名であった。

その食事会においてはボウリング大会の表彰が行われ、優勝者は田沼芳友会員、２位は一昨年と同様、高野雅之会員、３位は大森修一会員であった。また表彰の後にはビンゴ大会、じゃんけん大会があり、大変盛り上がった。

昨年、那須支部は無料相談会に関して様々な新しい試みを行った。それというのも、会員がより良い支部活動を行いたいという気持ちがあるからである。今年も支部の会員同士が協力し合って、アイデアを出し合い、それを実行し、より一層、那須支部を盛り上げていけたら良いと思う。

（支局長　オブライエン奈美）

栃木会の
申請取次行政書士
の動向

新規申出（１２月）	０名
更新申出（１２月）	１名
有効期限切れ（１１月末）による減少	２名
退会による減少	１名
申請取次行政書士（１２月末現在）	９４名

※新規の手続は予約制になりました。詳細は会員ホームページのトピックスをご覧下さい（更新手続の方は従来どおり随時、受付します）。

【小　山】

年末の交通安全市民総ぐるみ運動に協力

１２月１１日（木）午前７時３０分から「年末の交通安全市民総ぐるみ運動」への協力活動として、市内羽川交差点にて市民への街頭での啓発チラシの配布運動を行いました。

凍てつくような冬の清冽な空の下、小山支部の参加者１２名は、白い吐息一所懸命多くの市民の皆様へチラシを配っておりました。

余談ですが私の実家は自動車解体・レッカー業を営んでいます。そのため昔から大事故・死亡事故などの多くの事故を見て参りました。運転には気を付けて市民の皆様同様事故を起こさぬよう注意していきたいと思いました。

（支局長　細野大樹）

忘年会・ボウリング大会開催

年末恒例のボウリング大会と忘年会が、１２月５日（金）午後５時より栃木市にあるＲＯＵＮＤ１及びアジアンレストラン「食Ｋｉｎｇｆｕｎ」にて、盛大に行われました。

栃木支部からも多くの方にご参加いただき、ボウリング大会では多数のレーンに分かれて白熱したゲームが行われました。

一勝負終えた後は忘年会にてボウリング大会の表彰を行い、その後は和気あいあいと盃を交わして一年の疲れを癒す会となりました。

小山支部の忘年会はいつもベテランから若手まで多くの参加者があります。業務の話題から年配者だから聞ける人生の経験談まで、多岐に渡るお話が聞けてとても有意義な一日となりました。

（支局長　細野大樹）

【宇都宮】

今年もやりました！事例研修会

１２月１８日（木）、宇都宮支部研修会が開催された。支部では毎年、どんな相談にも対応できるようにと、相談の中で最も多い相続と離婚に絞った事例研究を行っている。相談者が何を解決したがっているのかを適切に知るためには、言うまでもなく事例を豊富に学ぶしかない。

小平裕一会員による相談事例研修は、例年どおり、実際の相続・離婚相談からチョイスした典型的な課題をテーマ化し、行政書士としてどのように対応すればいいのかを学ぶ場だ。どこに相談したらいいのかわからないまま、問題をやたらと複雑化してしまう事例は本当に多い。実務の中でそのような例に遭遇することは、行政書士ならだれでもあるだろう。到達点さえ見えない話から解決すべき問題を抽出し、何をどこまでできるのかを考える、という行政書士の仕事の第一段階を突破するには、豊かな知識と、数多い事例研究によって自らを鍛えぬかなければならない。

一人の経験だけでは見極められない問題を文殊となって解決するという、支部研究の醍醐味を十二分に味わった楽しい時間だった。

（宇都宮支部　深見　史）

栃木県行政書士会カレンダー（２月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
3	火	ＣＡＤ研修会	13:30~	業務第２グループ
		会計精査	13:30~	財務経理部
4	水	新入会員オリエンテーション	10:00~	総務部
		制度推進部会	10:00~	制度推進部
		総務部会	13:30~	総務部
5	木	グループ会議	13:30~	業務第５グループ
6	金	支部長会	10:00~	
		暴力団等排除対策委員会	11:30~	暴対委員会
		災害時協定に基づく被災者支援相談員研修会	13:30~	総務部/制度推進部
9	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
10	火	編集会議	13:00~	広報部
		グループ会議	13:30~	業務第１グループ
11	水	外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
12	木	融資申込に関する実務研修会	13:30~15:40	業務第３グループ
		グループ会議	15:00~	業務第３グループ
13	金	定例行政相談所	13:00~	制度推進部
		登録説明会	10:00~	総務部
15	日	市民公開講座（於：高根沢）	13:30~	広報部
16	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
17	火	綱紀委員会	10:00~	綱紀委員会
18	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30~15:00	業務第４グループ
		グループ会議	15:00~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
19	木	公証人による研修会「離婚について」	13:30~	業務第５グループ
22	日	市民公開講座（於：那須塩原）	14:00~	広報部
		市民公開講座（於：壬生）	14:00~	広報部
		市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
23	月	登録説明会	10:00~	総務部
24	火	グループリーダー会議		業務部
25	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		相談員説明会	13:30~	業務第４グループ
		行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
26	木	著作権研修会ＤＶＤ	9:30~17:30	業務第３グループ
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
28	土	市民公開講座（於：宇都宮）	13:30~	広報部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
985	H26.12.3	「国際業務に関するセミナー」開催に係る周知依頼について（お願い）	
1005	H26.12.5	行政書士法施行規則の一部改正について	
1006	H26.12.11	平成26年度12月分会費納入について（お願い）	
1021	H26.12.15	平成26年度臨時総会の議事結果について	
1041	H26.12.18	平成26年度臨時総会議事録の送付について	
	H26.12.18	臨時総会質問書及び各種名簿等の送付について	

弁護士による「相続研修会」質疑に対する回答について
～業務部　第５グループより～

１２月１９日に開催した弁護士による「相続研修会」の質疑応答の際に、後日回答しますとされていた質疑について講師の小倉弁護士から回答の文書を頂きましたので当会ＨＰ会員専用「トピックス」に掲載しております。

ＴＩＡ平成２６年度第２回相談員・通訳協力者研修会の開催について
～業務部　第４グループより～

標記の件について、ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）より周知依頼がありました。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

KOMOREBI
木もれび

２０１６年１月から国民一人ひとりに１２桁の番号を割り当てて、社会保障や税、災害対策などに関する個人情報を、その番号で一括管理する「マイナンバー」の運用がスタートする。

これまで国や市町村などがバラバラに管理してきた個人情報を連携させ、相互利用を可能にすることで、行政の効率化と国民の利便性を高めることを目指そうとしている。

マイナンバーの導入でどんなメリットがあるのだろうか。行政手続きの簡素化、支給漏れの防止等のほか税負担の公平化があげられる。サラリーマンに比べ自営業者や第一次産業に従事する人の所得は把握しにくく、税の負担という観点では現実的に不公平さが生じていることは否めない。こうした不公平さをマイナンバーは解消してくれるという。また、２０１７年１月からは、インターネット上の「マイ・ポータル」に接続すれば、自宅のパソコンから各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定だとか。

一方、デメリットとしては、マイナンバー制度のシステム構築やメンテナンスに、１兆円規模の費用が必要と言われており、多額の税金を投入して、その費用対効果があるのか疑問である。そして、どうしても不安になってしまうのがセキュリティの面である。個人情報が一元化されることで、重要な個人情報が漏洩しやすくなるのではないか。

民間企業でも、社会保障・税務関連の諸手続きにマイナンバーを利用することになるので、システムの変更及び厳格な情報管理体制が必要になることだろう。便利な反面、課題も多く残る制度となりそうである。

（芳賀支局長　永山松生）

【総務部より】

前号まで５回にわたり会報誌面で職務上請求書の記載例を掲載してきましたが、今回からは、戸籍等の交付請求に関する先例を紹介します。これらの先例があることにも十分に留意いただき、職務上請求書を適正に使用してください。

◎行政書士の業務

（昭和 61 年 4 月 7 日　自治行第 52 号　法務省民事局第二課長宛　行政課長回答）

（問）

行政書士が他人から第三者の戸籍又は除籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求のみを依頼され、当該依頼に基づき当該行政書士名義で戸籍謄本等を請求することは、行政書士法に規定する行政書士の業務に含まれないものと解するがどうか。

（答）

行政書士法第一条及び第一条の二に規定する業務には含まれないと解する。なお、附随業務としての戸籍謄本等の請求については、昭和四十一年二月二十三日付け自治行第二十号行政課長回答「行政書士の職務範囲」により承知されたい。

○行政書士の職務範囲

（昭和 41 年 2 月 23 日　自治行第 20 号　法務省民事局第三課長宛　行政課長回答）

（問）

行政書士が他人の依頼を受けて農地法第３条、第４条又は第５条の規定による許可申請書を作成する場合において、その申請に添付すべき登記薄の謄本又は抄本の交付の申請書の作成及び代理申請を行うことはさしつかえないか。

（答）

お見込のとおり。

◎行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について

（平成 24 年 4 月 16 日　法務省民一第 972 号　日本行政書士会連合会会長宛

法務省民事局民事第一課長回答）

（照会内容、平成 24 年 4 月 3 日　日行連発第 34 号照会）

戸籍法第 10 条の２第３項に基づき、行政書士又は行政書士法人が他人の依頼を受けて、職務上、戸籍謄抄本等の請求を行う場合に、戸籍謄抄本等を交付請求できる範囲は、依頼者自身に請求が認められる範囲に限られるとともに、その範囲である限り第三者の戸籍謄抄本等の請求をすることも可能であると解してよいか。

（回答内容）

平成 24 年 4 月 3 日付け日行連発第 34 号をもって照会のありました件につきましては、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお、貴見のいう「職務上」とは、行政書士法に基づく業務の範囲に限られることを念のため申し添えます。

・職務上請求書の購入に際しては、次のことにご留意ください。

次のいずれかに該当するときは、職務上請求書を頒布することの可否について、総務部で審査します。したがってこの様な場合、新たな職務上請求書がお手元に届くまで時間を要する場合があります。

１　職務上請求書の使用頻度が月1冊又は年度10冊を超えるとき。

２　控え用紙紛失報告書、利用目的の種別欄等未記入理由書が添付された購入申込書であるとき。

融資申込に関する実務研修会

業務部　第３グループ主催

○開催日時
　平成２７年２月１２日（木）１３：３０～１５：４０
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○内容及び講師
　第１講義　「事業計画書、経営改善計画書等の融資申込書類作成の基礎知識」（約６０分）
　　講　師：日本政策金融公庫　宇都宮支店　融資第二課長　稲田　満　様
　第２講義　「融資に役立つ知的資産経営報告書～実践的な活用法～」（約６０分）
　　講　師：行政書士 久我　臣仁
○受 講 料
　無　料
○対 象 者
　会　員
○締め切り
　２月５日（木）

公証人による研修会「離婚について」

業務部　第５グループ主催

　宇都宮公証センターから講師をお招きして、離婚協議書の作成を中心とした離婚についての研修会を開催致します。

○開催日時
　平成２７年２月１９日（木）１３：３０～（９０分程度）
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○内　　容
　離婚について
○講　　師
　公証人　佐藤　孝明　氏（宇都宮公証センター）
○受 講 料
　５００円
○対 象 者
　会　員
○締め切り
　２月１６日（月）

国際業務相談事例・入管基礎研修会

業務部　第４グループ主催

○開催日時
　平成２７年２月１８日（水）１３：３０～１５：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。
　基礎と実例を一度に学ぶことができます。
○受 講 料
　無　料
○対 象 者
　会　員

申込は不要です。お気軽にご参加ください。

著作権研修会（ＤＶＤ研修）

業務部　第３グループ主催

　研修を受講し、効果測定で一定の成績を修めますと著作権相談員名簿へ掲載されます。
　従って、以前に本研修を受講し、相談員名簿に掲載されている方は対象になりません。
○開催日時
　平成２７年２月２６日（木）　９：３０～１７：３０
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修科目等

時　間　割		研　修　科　目
１時限目	９：３０～１１：００	著作権法概論①
２時限目	１１：１０～１２：４０	著作権法概論②
３時限目	１３：３０～１５：００	著作権法概論③
４時限目	１５：１０～１６：４０	著作権登録及び プログラム登録について
５時限目	１６：５０～１７：３０	効果測定

○受 講 料
　５００円
○テキスト代
　１，５００円
○対 象 者
　会　員（補助者の方は受講出来ません）
○締め切り
　２月２０日（金）

※全課程出席者には日行連会長と中央研修所所長の連名で受講証明書が発行されます。
※昼食（お弁当）が必要な方は研修申込用紙に○を追記下さい。代金５３０円。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
2／12	**融資申込に関する実務研修会**	無料	2/5		―	―
2／19	**公証人による研修会「離婚について」**	５００円	2/16		―	―
2／26	**著作権研修会（DVD研修）**	５００円	2/20		必須（1,500円）	（530円）

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

※申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

「栃木県との共催による研修会」　　総務部主催

今年度の研修会は、県・市町村課の担当職員からの「職務上請求書と“住民基本台帳法”について」の講義と東京都立大学名誉教授・兼子仁先生による「行政書士の職務とは」の内容で開催します。

『行政書士コンメンタール』の著者で行政書士法解説の権威でもある兼子仁先生の講義を聴くことができる貴重な機会ですので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

〇開催日時　平成２７年　１月２７日（火）１３時３０分開始
〇開催場所　宇都宮市文化会館　３階　第一会議室
〇内　　容　第一講義「職務上請求書と“住民基本台帳法”について」
　　講師：県・総合政策部市町村課　担当職員
　　第二講義「行政書士の職務とは」
　　講師：東京都立大学名誉教授　兼子　仁　氏

受講は無料です。
お申し込みは、ＴＥＬまたはＦＡＸで事務局までお願いします。
締切：1/23（金）

佐野支部主催　特別講演「行政書士の現状と未来像について」のお知らせ

日行連理事でもある須永会長にご講義いただきます。
佐野支部以外の会員の方も、ぜひご参加下さい。

＊講　師＊　栃木県行政書士会　会長　須永　威
＊テーマ＊　行政書士を取り巻く環境とその現状について／特定行政書士とは
　　士業全体を脅かすこれからの２つのゆくえ／未来の行政書士像について
＊日　時＊　平成２７年２月１４日（土）午後１時～
＊場　所＊　佐野市茂呂山老人福祉センター　会議室（佐野市茂呂山町 10-1）
＊申込先＊「支部名」「氏名」を記入の上（書式自由）、石田支部長宛にＦＡＸでお申し込み下さい。
　　ＦＡＸ：０２８３－２６－００２７　※２月１０日〆切

【特別価格・送料無料】好評図書のご案内

専門的な支援を行うための入門書！
関連する法律カテゴリーの情報が満載

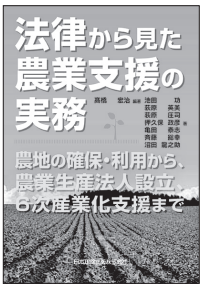

法律から見た 農業支援の実務

農地の確保・利用から、農業生産法人設立、6次産業化支援まで

髙橋宏治 編著

池田功・荻原英美・荻原圧司・押久保政彦・亀田泰志・斉藤総幸・沼田龍之助 著

2014年11月刊 A5判 276頁 定価2,484円 ➡ **特価2,240円**

- 栃木県内の司法書士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士、税理士、弁理士、県庁職員による、農業支援のポイント解説。
- 「経営計画策定」から「農地確保」、「法人化（農地法関連、税法関連）」、「労務管理」、「相続・経営承継における税務」までに至る包括的な支援をこの一冊でカバー。
- 長期展望に立った支援ができるよう、今後農業が目指す「６次産業化」や「ブランド化・輸出」についても、それぞれ章を設けて記述。

【図表を交えながらわかりやすく解説！】

第１章　経営計画策定の支援
1. 農業環境の変化と経営計画策定の必要性
2. 経営計画の策定
3. データから見る農業者の実態
4. 具体的な農業の経営計画
5. 支援における経営内容把握の必要性

第２章　農地確保の支援
1. 農地とは（農地の定義）
2. 農地の取得についての総論
3. 農地法第３条許可申請について
4. 農地法第３条許可による賃借・使用貸借の手続
5. 利用権設定（農業経営基盤強化促進法）による賃借
6. 農地法第４条・第５条について
7. ソーラーシェアリングについての農地転用
8. 農地の移転、転用に関する罰則

第３章　農地などの有効活用、時効取得・仮登記
1. 農業における担保設定
2. 農家住宅、分家住宅
3. 農地の時効取得
4. 農地における仮登記の扱い
5. 農地保有合理化法人と農地中間管理機構
6. その他農地に関わる法律

第４章　法人化（農地法関連）の支援
1. 農業法人と農業生産法人
2. 法人形態の選択
3. 法人化へのきっかけ
4. 他業種からの農業参入
5. 農業生産法人（株式会社）設立
6. 農事組合法人の設立
7. 農事組合法人から株式会社への組織変更

第５章　法人化（税法関連）の支援
1. 税務面から考慮する農業法人設立の意義
2. 個人事業と農業生産法人による経営比較
3. 農業生産法人設立後の各種届出書類（税務関係）
4. 個人事業から法人への組織変更に伴う財産の引継
5. 農業生産法人の運営（税務と会計）

第６章　労務管理の支援
1. 農業における労務管理の概要
2. 給与について
3. 労働時間について
4. 労働保険と社会保険
5. 農業生産法人設立後の各種届出書類（労務関係）
6. 労務管理におけるその他の注意点
7. 外国人技能実習生制度
8. 人・農地プランについて

第７章　農業の承継に関する支援（主に税務面から）
1. 農業の経営承継とは
2. 相続による農業経営承継
3. 相続税の概要
4. 生前による農業経営承継
5. 贈与税の概要

第８章　これからの農業の展開１ ―６次産業化―
1. 国の政策から見た今後の農業
2. ６次産業化の概要と６次産業総合化事業計画の認定
3. 具体的な６次産業化の支援内容
4. ６次産業化ファンド

第９章　これからの農業の展開２ ―ブランド化・輸出―
1. ブランド化とは
2. 農林水産分野におけるブランド化と知的財産マネジメント
3. ブランド保護に必要な商標権
4. 海外展開・輸出

FAX注文書

FAX 03-3953-2061

（価格は税込）

特典コード	203285

FAXの送信間違いには、十分ご注意ください。※商品のお届け方法は郵送となります。

書　名		特価（税込）	部　数
法律から見た農業支援の実務 農地の確保・利用から、農業生産法人設立、６次産業化支援まで	40570 法農	2,240円	冊

フリガナ お名前	
ご住所	〒 E-mail:
	TEL: FAX:

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内（刊行物のDM・アンケート調査など）以外の目的には利用いたしません。

日本加除出版

〒171–8516　東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部　TEL（03）3953–5642　FAX（03）3953–2061　http://www.kajo.co.jp/
営業時間：月～金（祝日は除く）9：00～17：00

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 26 年 12 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	栃　木 毛塚　智	H26. 12. 1	328-0103	毛塚智行政書士事務所 栃木市都賀町原宿 431-1	0282-28-0748	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
那　須	羽柴小四郎	H26. 12. 4	廃　業	佐　野	米山誠一郎	H26. 12. 31	廃　業
宇都宮	原　　靖	H26. 12. 31	廃　業				

財務経理部からのお知らせ

１月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については １ 月末日までに１月～３月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第２０条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

引落し日
T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方　　１月 27 日（火）
上記以外の方　　１月 26 日（月）

栃木県行政書士会会則
第２０条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第４期分に該当します。）
第１期分（４月～６月）　→　４月末日
第２期分（７月～９月）　→　７月末日
第３期分（１０月～１２月）→　１０月末日
第４期分（１月～３月）　→　１月末日

広報部より

新年、明けましておめでとうございます。
今年も多くの研修会の情報を掲載しますので、お見逃しなく。
「特定行政書士法定研修」も始まる予定です。多くの会員の皆様の参加をお願いします。
（広報部　手塚理恵）

行政書士とちぎ１月号 No.457

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2015.1
平成27年1月15日発行　第457号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

マスコットキャラクター
アドちゃん

平成27年

市民公開講座
開催のお知らせ

相続・遺言・成年後見について

知っているようで知らない
身近な問題について、
行政書士がやさしく丁寧に
解説します。

入場無料　予約不要

※定員がある会場は先着順となります。

開催日	会場	所在地	開始時刻
2／15(日)	元気あっぷむら　多目的ホール	高根沢町上柏崎588−1	午後1時30分
2／22(日)	いきいきふれあいセンター	那須塩原市桜町1−5	午後2時00分
2／22(日)	壬生中央公民館　2階研修室（定員:80名）	壬生町本丸一丁目8−33	午後2時00分
2／28(土)	宇都宮市文化会館　第1会議室（定員:100名）	宇都宮市明保野町7−66	午後1時30分

無料相談会も実施します。
ぜひご来場ください。

主催：栃木県行政書士会　TEL:028-635-1411
後援：宇都宮市　那須塩原市　壬生町

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可
行政書士相談センター　028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）